

添付法令資料 4 :

外国人労働者利用補償基金を源泉とする非課税国家収入の管理に関する
2019年10月18日付インドネシア共和国労働大臣規則 No.20 (目次)
同月22日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 管理
 - 第1節 支払い (第2条及び第3条)
 - 第2節 管理実施者 (第4条)
 - 第3節 報告 (第5条)
 - 第4節 取消し (第6条ないし第8条)
- 第3章 外国人労働者利用補償基金の使用 (第9条)
- 第4章 経過規定 (第10条)
- 第5章 終則 (第11条及び第12条)